

運動部活動等の在り方に関する方針【概要】

平成30年12月 沖縄県教育委員会

方針策定の趣旨

- 生徒に望ましいスポーツ環境を構築する観点に立ち、知・徳・体の「生きる力」を育み、バランスのとれた心身の成長と学校生活等を重視し、地域・学校等に応じた多様で最適な形での実施を目指す。
- 義務教育である中学校を主な対象とし、高等学校も原則適用(多様な教育が行われている点に留意)。
- 小学校段階のスポーツ活動についても本方針に準ずる(心身の成長、学校生活への影響等を考慮した適切な活動が行われるよう留意)。

適切な運営のための体制整備

- (1) 運動部活動の方針の策定等
○ 市町村教育委員会は「設置する学校に係る運動部活動の方針」を、校長は、毎年度の「学校の運動部活動に係る活動方針」を策定。
- 運動部顧問は、年間及び毎月の活動計画並びに活動実績を作成。校長は、活動方針とともに公表。

- (2) 指導・運営に係る体制の構築
○ 校長は、学校全体の適切な校務分掌等に留意して、運動部活動の適切な指導・運営管理体制を構築し、適正な数の運動部を設置。また、各運動部の活動内容を把握の上、適宜、指導・是正。
- 学校の設置者は、部活動指導員を積極的に任用・配置。運動部顧問及び管理職対象の研修を実施。

2. 合理的かつ効率的・効果的な活動の推進のための取組

- 校長、運動部顧問及び指導者は、「運動部活動での指導のガイドライン(H25年5月文部科学省)」に則り、生徒の心身の健康管理、事故防止、体罰等の根絶を徹底(学校の設置者等は、支援及び指導・是正)。
- 運動部顧問は、指導手引(中央競技団体が作成・公開)を活用し、休養を適切に取りつつ、短時間で効果が得られる指導を実施。

3. 適切な休養日等の設定

- ジュニア期のスポーツ活動時間に関する医・科学的観点も踏まえ、以下を基準とする。(高等学校原則適用だが、競技種目等を考慮。小学校は中学校の前段階であることに留意。)
 - ・ 学期中には週当たり2日以上の休養日(平日1日、土日1日以上)
 - ・ 長期休業中は学期中に準じた扱いを行うとともに、長期休養(オフシーズン)を設ける。
- 1日の活動時間は、長くとも平日は2時間程度、学校の休業日は3時間程度。(右上へつづく)

4. 生徒のニーズを踏まえたスポーツ環境の整備

- (1) 生徒のニーズを踏まえた運動部の設置
○ 校長は、生徒の多様なニーズに応じた活動ができる運動部を設置(季節ごとに異なるスポーツを行う活動、レクリエーション志向で行う活動、体力づくりを目的とした活動等)。
- 県教育委員会及び市町村教育委員会は、生徒のスポーツ活動の機会が損なわれないよう、合同部活動等の取組を推進。

- (2) 地域との連携等
○ 学校の設置者及び校長は、学校や地域の実態に応じ、スポーツ団体、保護者及び民間事業者等の協力の下、学校と地域が協働・融合した地域のスポーツ環境を整備。社会教育活動への学校体育施設開放を推進。
- 県体育協会、競技団体等は、県のスポーツ所管課等と連携し、学校と地域が協働・融合した地域のスポーツ環境の充実を推進。また、部活動指導員の任用・配置及びスポーツ指導者の質の向上に関する取組に協力。

5. 学校単位で参加する大会等の見直し

- 日本中学校体育連盟主催大会の参加資格や運営の在り方等の見直しが行われた場合、県中体連においても速やかに見直しを行う。
- 県中学校体育連盟及び学校の設置者は、学校が参加する大会の全体像を把握した上で、大会数の上限の目安等を策定。校長は、各運動部が参加する大会等を精査。

終わりに

- 少子化が進むことを踏まえ、長期的に、学校単位の運動部活動に代わりうる生徒のスポーツ活動の機会の確保・充実方策に係る検討が必要。
- 今後、学校の運動部活動が関係者一體となり多様な形で最適に実施されていくことを望む。